

65歳以上の 介護保険料を改定

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

■第6期介護保険料

所得段階区分		第6期		参考:第5期(平成24年度~26年度)			
		月額	基準額との割合	月額	基準額との割合	段階	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	2,771	0.45	2,843	0.5	第1段階	
	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方					第2段階	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が右欄の方	80万円を超え120万円以下の方	4,618	0.75	4,264	0.75	第3段階
第3段階		120万円を超える方	4,618	0.75			
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が右欄の方	80万円以下の方	5,542	0.9	5,117	0.9	特例第4段階
第5段階		80万円を超える方【保険料基準額】	6,158	1			5,686
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が右欄の方	120万円未満の方	7,389	1.2	7,107	1.25	第5段階
第7段階		120万円以上200万円未満の方	8,005	1.3			
第8段階		200万円以上290万円未満の方	9,852	1.6	9,097	1.6	第6段階
第9段階		290万円以上400万円未満の方	10,468	1.7			
第10段階		400万円以上600万円未満の方	11,084	1.8			
第11段階		600万円以上の方	11,700	1.9			

※各段階の月額は、基準額に対し、当該区分の割合を乗じたもので算出しています。

平成27年度からの保険料は、基準額が月額6,158円で472円(8.3%)の増加となります。

■保険料引き上げの主な要因

○制度改正によるもの

65歳以上が負担する保険料の割合が、1% (21% →22%) 増えました。

○介護給付費の増加

第5期と比較して、要介護認定者や介護サービス利用者が増えると見込まれるため、介護給付費は、増加すると推計されます。

■介護保険料の改定にあたり次のことを変更しました。

○保険料の段階を細分化

これまで本市では、所得に応じて6段階で保険料を設定していましたが、これを11段階に細分化し、より負担能力に応じた保険料の設定を行いました。

○低所得者の負担を軽減

制度改正により第1段階に相当する方には公費を投入し、保険料を軽減することになりました。

市は介護給付費の適正化や、平成27年度からのシルバーリハビリ体操の普及など介護予防を推進し、保険料の上昇を抑える取り組みを行っていきます。

第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

高齢者が住み慣れた地域で個々の能力に応じた自立した生活や尊厳ある生活が送れるよう、さまざまな福祉施策、介護保険制度を円滑に実施するため、『高齢者の誰もが、健康で安らぎに満ち、地域で活躍し、支えあうまちづくり』を基本理念に、計画を策定しました。

計画では次の重点推進事項を定め、事業を推進していきます。

- ①地域包括ケアシステムの充実
- ②介護予防事業の推進
- ③生活支援・福祉サービスの充実
- ④認知症支援体制の充実
- ⑤介護保険事業の円滑な運営

計画は、市のホームページや出前トークなどを通じてお知らせします。